

函館バス事件 事件進捗一覧表

2023.11.1 現在

| 番号 | 結果 | 申立日 | 係属先 | 事件番号 | 当事者 | 概要 | 進捗等 |
|----|-------|---------|-------|------------|---------|--|--|
| 1 | ◎全面勝訴 | R3.3.22 | 北海道労委 | R3道委不4号 | 函館バス支部 | 黒瀧執行委員長に対する定年後再雇用拒否、大岩書記長解雇解雇などが不利益取扱、支配介入行為であるとして、復職や賃金相当額の支払、ポストノータイス等を求める事件 | 結審済み R5.10月20日 救済命令 |
| 2 | ◎全面勝訴 | R3.6.28 | 函館地裁 | R3(ワ)87号 | 黒瀧 | 黒瀧執行委員長に対する定年後再雇用拒否には理由がなく、地位確認、賃金相当額の支払を求める事件 | R4.12.13判決 R5. 1. 18強制執行(動産) |
| 3 | ◎全面勝訴 | ↪ | 札幌高裁 | R5(ネ)29号 | 黒瀧 | 同上、会社が敗訴したため控訴した事件 | R5.8.22判決 強制執行申立て済み。 |
| 4 | — | ↪ | 最高裁 | R5(ネオ)第49号 | 黒瀧 | 同上、会社が敗訴したため上告提起した事件 | |
| 5 | — | ↪ | 最高裁 | R5(ネ受)第56号 | 黒瀧 | 同上、会社が敗訴したため上告受理申立した事件 | 同上 |
| 6 | ◎全面勝訴 | R3.8.10 | 北海道労委 | R3道委不6号 | 函館バス支部 | 会社の団体交渉拒否、O氏との間で勝手に36協定を締結した行為が支配介入行為にあたるものとして、団交応諾、ポストノータイスを求める事件 | R5.1.30日救済命令 |
| 7 | — | ↪ | 中労委 | R5不再2号 | 函館バス支部 | 同上、救済命令が発令されたため、会社が再審査を求める事件 | R5.6.9 第1回期日：会社は概ね従前の主張を繰り返す R5.9.25 第2回期日 |
| 8 | ◎全面勝訴 | R4.1.31 | 函館地裁 | R4(ワ)14号 | T、M、N、Y | O氏弾劾に關与したT組員他4名に対する配置転換は、労働協約所定の函館バス支部との労使協議を経ていないほか、配置転換の必要性・人選の合理性がないとして配置転換先の就労義務がないことの確認や賃金相当額、会社及び森社長に対して計330万円の損害賠償請求を求める事件。その後、会社がT組員、Y組員を懲戒解雇したため、両名の地位確認請求を追加し、損害賠償請求額を計1430万円に増額した | R5.7.24 弁論終結 R5.10.24 判決 |
| 9 | — | R4.2.16 | 北海道労委 | R4年道委不1・2号 | 函館バス支部 | 同上、T組員ら4名に対する配置転換が不利益取扱、支配介入行為であるとしてその救済を求める事件 | R4.3.1審査の実行確保措置勧告として、会社に解雇や懲戒等をしないよう勧告 現在は審理がほぼ終結しており、R5.8.14に結審、年明けに救済命令予定 |
| 10 | — | R4.2.24 | 北海道労委 | R4道委不3号 | 道本部 | 上部団体である道本部との団体交渉拒否が違法であるとして、団交応諾、ポストノータイスを求める事件 | 次回期日において結審見込み |
| 11 | ◎全面勝訴 | R4.2.24 | 函館地裁 | R4(ワ)32号 | 大岩 | 大岩書記長に対する懲戒解雇が無効であるとして、地位確認、会社及び森社長に対して金110万円の損害賠償を求める事件 | R5.7.24 弁論終結 R5.10.24 判決 |
| 12 | ◎全面勝訴 | R4.2.24 | 函館地裁 | R4(ヨ)10号 | 函館バス支部 | 会社の団交拒否が違法であるとして、函館バス支部が団体交渉を求める地位にあることの仮の確認を求める事件 | |
| 13 | ◎全面勝訴 | ↪ | 函館地裁 | R4(モ)11号 | 函館バス支部 | 同上、会社が敗訴したため保全異議を申し立てた事件 | |
| 14 | ◎全面勝訴 | ↪ | 札幌高裁 | R4(ラ)152号 | 函館バス支部 | 同上、会社が再度敗訴したため保全抗告を申し立てた事件 | |

| 番号 | 結果 | 申立日 | 係属先 | 事件番号 | 当事者 | 概要 | 進捗等 |
|----|--------------------|----------|-------------------|-----------|----------|--|---|
| 15 | 判断保留 (保全の必要性なし) | R4.5.16 | 函館地裁 | R4(㊦)16号 | Y | Y組合員に対する配置転換が無効であるとして、配転先での就労義務がないことを仮に求める事件。その後、会社が懲戒解雇したため、仮地位確認請求に変更した | 暫定的な救済を求めたが、私鉄総連が生活費を保障していることから、本案事件(函館地裁令和5年(ワ)14号事件)の結審が近いことから、保全の必要性がないとされて却下 配置転換や懲戒解雇の有効性については一切判断が示されず、判断保留の状況 |
| 16 | 判断保留 (保全の必要性なし) | R4.9.8 | 函館地裁 | R4(㊦)26号 | T | T組合員に対する保全事件であり、Y組合員と同旨 | 同上 |
| 17 | — | R4.11.21 | 函館労働基準監督署 | — | 函館バス支部ほか | 会社は、36協定を有効に締結せずに、時間外・休日労働をさせていることから、労働基準監督署の是正指導を求めた事件 | 労働基準監督署の臨検調査に対して、少なくとも半年以上にわたって担当者不在などと回答し、これを拒絶し続けている 刑事告発済み、受理済み |
| 18 | — | R4.12 | 函館市、近隣市町村、株主、取締役等 | — | 函館バス支部 | 会社の違法行為を報告し、その是正を求めるために公益通報をした事件 | R4.12 函館市及び近隣市町村に送付 R5.9.13 函館市及び近隣市町村、株主、取締役に送付 今後、「ビジネスと人権」の観点に基づき追加送付を予定 |
| 19 | ◎全面勝訴 | R4.12.8 | 函館地裁 | R4(ナ)2号 | S | 会社の暖房手当不払いがS執行委員の団結権を侵害するものとして、金5万円の損害賠償請求について、訴訟手続きを経ず、先取特権に基づく債権差押を求めた事件 | R5.1.24債権差押命令発令 |
| 20 | ◎全面勝訴 | R4.12.8 | 函館地裁 | R4(ナ)3号 | O | O副執行委員長が同上のとおり暖房手当金5万円の債権差押えを求めた事件 | R5.1.24債権差押命令発令 |
| 21 | ◎全面勝訴 | R5.1.11 | 函館地裁 | R5(ナ)1号 | K | 会社の暖房手当不払いのほか、冬季賞与不払いが団結権侵害に当たるとして、金22万5000円の損害賠償金について、訴訟手続きを経ずに、先取特権に基づく債権差押えを求めた事件 | R5.1.25債権差押命令発令 ニモカ(ICカード会社)に対する執行済み |
| 22 | 不当判決 | R5.3.6 | 函館地裁 | R5(㊦)4号 | 函館バス支部 | 会社が函館バス支部に貸与していた駐車場の一部を実力行使で奪取したため、その返還等を仮に求める事件 | 即時抗告済み ただし、その後、会社は、組合物置前にガードパイプを設置してその理由を不可能にしたり、組合事務所入り口前に向けて監視カメラを設置するなどの行為に及ぶ |
| 23 | — | R5.5.12 | 函館地裁 | R5(ワ)第62号 | 函館バス支部、O | 会社の暖房手当、冬季賞与の不払いが団結権を侵害するとして、函館バス支部及び組合員計48名が、会社、O社長、U常務に対して計2850万円の損害賠償を求める事件 | 訴訟提起後、会社は、組合員の脱退勧奨をして、脱退者には賞与を支払うなどしたため、数名の取下げが生じている また、訴状送達後に、会社は、A副執行委員長に対して、出勤停止3か月の懲戒処分をした |